

石岡市立府中中学校後援会会則

第1条 本会は、府中中学校後援会と称し、事務局を府中中学校内に置く。

第2条 本会は、府中中学校の教育施設並びにその内容の充実拡充を後援し、府中中学校PTAとともに教育環境の整備に協力することを目的とする。

第3条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 体育施設の整備に対する援助
- (2) 体育奨励のため、各種競技会参加援助
- (3) 生徒の対外教育活動の費用の補助
- (4) 図書館教育充実の助成
- (5) 視聴覚教育施設充実の援助
- (6) 科学教育、産業教育、学校保健教育等の施設設備への協力
- (7) その他教育施設、整備の充実に対する援助
- (8) 教職員の生徒指導研究の助成

第4条 本会の会員は、普通会员及び特別会員の二種とする。

- (1) 普通会员は、府中中学校に在学する生徒の保護者または学区内に居住するもので、会の趣旨に賛同し、入会の申し込みをしたものは、第5条の会費を納めるものとする。
- (2) 特別会員は、学区内外を問わず本会の趣旨に賛同し、特殊の寄付を行った者とする。

第5条 本会の会費は、月額400円とする。

第6条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 4名 幹事 2名 会計 2名 会計監査員 2名

第7条 会長は会務を総括し、副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は会務を代行する。

第8条 幹事は会長の命令により会務を処理し、会計は本会の金銭の収入支出を行う。

第9条 会計監査員は本会の会計を監査する。

第10条 本会の総会は、年1回の文書議決とし、会務の報告、予算の審議、決算の承認等を承認する。
(臨時総会の開催 決議)

第11条 臨時総会は、会長及び役員会で必要と認めた場合、または、会員の十分の以上の要求があった時に、臨時総会を開催する。

第12条 臨時総会は、会員の現在数の五分の一以上(但し、委任状も認める)の出席がなければその議事を開き、議決することはできない。

第13条 臨時総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

第14条 臨時総会の議長は会長または、会長が指名した者とする。

第15条 会長、副会長及び会計監査員は総会で選出し、幹事、会計は会長が委嘱する。

第16条 本会の役員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

第17条 本会の議決は、会員の過半数の賛成により決められる。

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

《 付則 》

本会則は、昭和42年5月19日より施行する。

本会則は、平成23年4月16日、改正する。

本会則は、令和5年4月21日、改正する。

本会則は、令和7年4月28日、改正する。